

## 地区計画制度の手引き

### 1. 届出制度の概要

#### ・地区計画の届出とは？

地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、2. に該当する行為をする際に届け出るものです。これは建築確認申請に先立ち、その設計内容などについて、届出をしていただくものです。

#### ・届出の注意点

2. に該当する行為は、**30日前まで**に届出が必要です。届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりとすると、法律に基づき、罰せられます。

### 2. 届出が必要な行為と添付図書(届出書は1部提出)

#### (1)土地の区画形質の変更

道路・宅地の造成、駐車場の整備などで、切土・盛土を行う場合(面積3,000㎡未満) 3,000㎡以上の場合には開発許可が必要となるので、地区計画の届出は不要。

#### (2)建築物の建築または工作物の建設

建築物の新築や増改築、工作物の建設を行う場合。

建築確認申請のいらない建築行為や、工作物の建設も届出が必要です。

#### (3)建築物等の用途の変更

中津市は地区整備計画に定めていないので届出は不要。

#### (4)建築物等の形態または意匠の変更

建築物の屋根、外壁などの、外から見える部分の形や、材料、色などについて制限が定められている区域内で、これらの変更をする場合。

届出する行為	位置図	現況 平面図	計画 平面図	配置図	平面図	立面図
(1)土地の区画形質を変更	○	○	○			
(2)建築物の建築または工作物の建設	○			○	○	○
(3)建築物等の用途の変更						
(4)建築物等の形態または意匠の変更	○			○		○

#### 添付図面の説明

- ・ 現況平面図...届出区域及び周辺の公共施設を表示する図面で、縮尺1/1,000以上。
- ・ 計画平面図...設計図で縮尺1/1,000以上。
- ・ 配置図...敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で、縮尺1/100以上。
- ・ 平面図...各階平面図(建築物である場合に限る)で、縮尺1/50以上。
- ・ 立面図...二面以上の建築物または工作物の立面図で、縮尺1/50以上。

#### 届出の際の注意点

- ・ 届出書記載の数量(建築面積、延べ面積、高さ等)が図面で確認できるようにしてください。
- ・ 地区施設や壁面の位置の制限がある場合は、それらを配置図に明示してください。
- ・ 既存の道路、水路など公共施設の幅員や位置関係がよくわかるように表示してください。
- ・ 代理人による届出の場合は、連絡先がわかるようにしてください(名刺の添付など)。